

旧日本軍をめぐる宗教的事象序説

國學院大學日本文化研究所助教授

大原康男

はじめに

数年前、社会学者の清水幾太郎氏が、雑誌「誌君！」誌上で「核の選択・日本よ国家たれ」という刺激的な論文を発表し、論壇の注目を集めたことがある。かつて清水氏が戦後進歩派運動の輝やけるリーダーだったこともあって、福田恒存、猪木正道氏ら保守派の錚々たる論客が論争に参加し話題になつた。その経緯をここで縷述する余裕はないが、その論文の中で清水氏が「國家というものを煎じつめれば、軍事力になり、軍事力としての人間は、忠誠心といふ人間性に徹した存在でなければならぬ。自分を超えたものの存立及びその發展のために自分をあげ、それによつて深い満足を得るという傾向、それは万人の内部に潜む人間性であるが、この傾向を純粹化したところに、軍事力としての人間が実現化される」と発言していたのが何故か記憶に残つた。

国家というものが窮極的には軍事力であると見る考え方 자체は、世俗国家論としては別段目新しいものではないが、軍事力という無機的なパワーを忠誠の観念を媒介にして人間化させたレトリックは、なかなか巧妙ではある。この「人間化された軍事力」の具象である軍隊の本質について、少しばかり断章風に綴つてみよう。

1 軍隊の存在理由を一口で言えば、国家がその主権秩序を守るために、あるいはその主権意思を強要するために、対象となる敵性国家または集団に対して武力を行使し、これを打倒することにある。平時国際法が楽屋に退き、加害行為を合法化する戦時国際法が表舞台でスポットライトを浴びる世界である。敵の生命を奪取することを当然とし、かつ、そのため味方の生命の供出を当然の如く要求するという二重の非情性が内在されている。そこでは「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ……」という通常の倫理は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」という回路を経て「義は山嶽よりも重く死は鴻毛より軽しと覺悟せよ」という戦闘の倫理に取って代わられる。非情性はまた非常性である。

2 敵の打倒は最も効率よくなされねばならない。費用対効果の理論は軍隊の算術のアルファであり、オメガである。この意味で軍隊は最も合理的であるべき組織である。同時にこの最も合理的であるべき組織は、名誉と死を核心とする忠誠というすぐれて非合理な情念で結び合わされているパラドキシカルな構造を持つている。忠誠は法規によって実体化され、「命令と服従の体系」として整備される。これを軍紀という。生の肉には消化不良や中毒の危険性とともに、いかようにも料理されうる無限の味覚の可能性が秘められているが、一定の規格に従つて大きさを整えられ、味つけされた罐詰の肉には安定した均質性があるのみである。軍紀は、いわばJ I Sマークのついた忠誠の罐詰であり、この限りでは国や文化の境界を超える普遍的な相貌を示すことがある。

3 軍隊は合目的組織であるという意味で通人類的な普遍性をえつつも、その現実の形態においては逆にそれぞれの国家・民族の特殊性が発現する。四年ほど前、私は軍隊を素材にして日本人の思想や行動を考えることの意味について、「戦争という国家・民族の非常事態は、風雨に洗われた鉱脈が周囲の地質を余すことなく露出するようにな、民族の特性を端的に示すものであるから、日本人論の材料として最も取りつきやすいものの一つであるにちがいない」と書いたことがある（拙著『帝国陸海軍の光と影』）が、この特殊性が現われるのは単に忠誠や士氣といった精神構造面

に限られない。制度や兵学理論や作戦用兵のみならず、最も合理性が貫徹されるはずの軍事技術面においてさえ、しばしば固有文化の拘束が軍隊を大きく性格づける。

4 「近代化」ということを、一応「無知と貧困と疾病を克服するために、歐米先進諸国の科学技術と法制度を導入することによって、経済構造の抜本的な改革を行ない、身分制と專制政治を廃して中央集権的法治主義国家を樹立するグローバルな体制変革」と規定するならば、「近代化」の最も極要な担い手は軍隊であり、軍隊こそが最も突出した形で近代国家の持つ重みを人々に刻印する。この意味で「近代化と民族文化」という古くて新しいテーマは、軍隊という素材を通して見ることによって、新たな局面が見出されるにちがいない。

以下述べるところは、軍隊の性格を上述の如く規定した上で、旧日本軍の体質を軍隊と宗教のかかわり合いという観点に立って考察し、日本人の宗教観の一端を垣間見ようとするものである。すでにいくつかの旧稿や旧著で部分的にふれたものもあるが、完成稿にはほど遠く、大雑把な全体図を素描したにとどまる。

忠誠觀念の涵養

一般論として軍隊をめぐる宗教的事象は、先記した存在理由としての非常性、組織の結合原理としての非合理性に深く関係している。一口に言えば、軍隊だけが常に「死」の問題と直接対峙しているからである。もちろん、警察や消防などのように、業務の遂行にあたって生命の危険にさらされる職種もほかにあるけれども、軍隊と「死」の結びつきはこれらとは質的に異なる必然的なものがある。

さて、いかなる組織にも——精粗はともかくとして——組織の秩序を維持するための規律が存在する。英語ではこれを *discipline* と呼び、ラテン語の *discipulus* に由来するといわれるが、「軍紀」はこの *discipline* の訳語である。國家公務員法九八条や地方公務員法三二条で、公務員が「上司の職務上の命令に忠実に従わねばならない」と規定し

ているのも、discipline の謂にほかならない。

注意すべきことは、この職務上の命令は必ずしも強制力によって遵守されるとは限らないことである。本来、法の遵守は最終的には強制力（刑罰、損害賠償、行政処分など）によって担保されているが、決してそれだけではない。法を守る動機には利害的打算、惰性、習俗意識、倫理感、法の価値を認める一般的な遵法意識などがあり、むしろこれらの要素が強いほど法はよく守られるのである。強制力によってしか守られない法ほど脆弱な法はない。

旧日本軍の軍紀はどうであろうか。いわゆる典範令のうち、歩兵操典や軍隊教育令などの法規には、明治四十二年の改定以降、冒頭に十数ヶ条の「綱領」が掲げられるようになつたが、たとえば、昭和九年の軍隊内務書の綱領の三には「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ故ニ軍隊ハ常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス時ト所トヲ論セス上_上下_下齊シク法規ヲ恪守シ熱誠以テ軍務ニ努力シ命令必ス行ハル是ヲ軍紀振作ノ実証トナス」とあつて、軍紀の重要性を簡潔に記し、本文では「命令ハ謹テ之ヲ守リ直ニ之ヲ行フヘシ決シテ其ノ當不当ヲ論シ其ノ原因理由等ヲ質問スルヲ許サス」と規定して、上官の命令への絶対服従を命じている。

△死△の可能性の非常に高い命令さえも絶対服従させようとするシステムは、軍法会議に象徴される強制力によってのみ支えられていたのではない。そこには法を超える別種の規範があつた。それが軍人勅諭である（正確には「陸海軍人に賜はりたる勅諭」という）。軍人勅諭は一種の倫理規範であるが、その「礼儀」の項には、その前の「忠節」を受けて、「下級のものは上官の命を承る義なりと心得よ」という一節があり、これが法規上の「命令と服従の体系」に絶大な権威と正統性を付与した。広瀬彦太は、この点をその著『軍紀の研究』の中で「日本軍隊の法令、命令規則は形式内容共に天皇陛下の命令」であるから、「上官の命令は絶対神聖なものである」と説明している。

明治十五年一月四日の政始日に軍人勅諭が下賜されたのは、明治十一年の竹橋事件に象徴されるような国軍の精神面の脆弱さを深刻に受けとめて出された「軍人訓誡」（陸軍卿山県有朋の名で配布）を一步進め、天皇みずから親しく将

兵に訓諭されるという形式によつて、さらに徹底して軍人の精神教育を行なうという國軍自体の必要性に応じたものであつた。勅諭には二つ意図がこめられている。一つは我国の兵權に関する制度の沿革を明らかにした上で、國軍建軍の本義を宣明することであり、もう一つは封建武士道を超克して、近代軍隊に適合した新しい軍人精神を確立することである。

既に決定されていた憲法制定のタイム・スケジュールの中で、すべての軍人にできるだけ早く以上述べたような國軍の本質を認識させるという緊急の要請があつたため、勅諭は、リアルな歴史認識、時事的な内容を含んだ訓諭、文飾のほとんどない率直な表現、変体仮名交り総振り仮名つき和文調の文体——という点において、他の多くの詔勅の中で、形・質両面で際立つた特異性を示している（教育勅語と比較すれば歴然）。

このように渙発の趣旨からすれば、最もブラックカルな配慮の下に発せられたはずの勅諭であつたのに、時代を経るにつれて、それ自身が一種の神聖な教典の如く扱われるようになつたのは實に興味深い。勅諭を五ヶ条を中心にして実践規範として教えた海軍では余り見られなかつたが、原則として全文奉読主義をとり、勅諭に流れるイデオロギーを全体的に把握させることを目指していた陸軍では、この傾向が顯著であつた。

その典型例をあげてみよう。陸軍将校のための学術教養雑誌である「偕行社記事」の昭和七年一月には、「軍人の信仰」と題する一人の現役将校の短い投稿が掲載されているが、その中に「爾來私は御勅諭の謄本を絶えず座右に奉持し、外出に際しては一般の人が御守札を持つと同様、必ず御勅諭の謄本を衣嚢に納め、又朝夕各戸において神仏の前に礼拝を行ひ、或は仏前に読經すると同様に奉読して今日に至りました」という文言がある。

そのほか、除隊式の勅諭奉読の際に一ヶ所読み違えて、強い自責の念から自決した後宮二郎少尉（後宮淳太郎の子息）、戦歿した部下の埋葬式で僧侶の読經、神職の祭詞の代わりに勅諭の「忠節」の項を朗誦した若林東一大尉（香港攻略戦で殊勲をあげた）、戦犯として死刑の判決を受けながらも、獄中で常に勅諭を誦誦しつゝ、身を嚴正に保つた井部重郎

大佐等々、この種の事例には事欠かない。また、當内で犯したミスなどに対して、部屋にこもって勅諭を淨書させるという処置がよく取られたが、これなど贖罪のための写経を髣髴とさせるものがある。

こうした勅諭の神聖化という宗教的ニュアンスを多分に含んだ現象の背景には、國軍の大元帥である天皇を日本の生命と伝統の体現者であると觀念する天皇崇拜の感情が根底にあることはいうまでもないが、同時にキリスト教神学のように聖と俗とを截然と區別するエトスを持ち合わせていない日本の宗教風土があざかっていることも事實である。たしかに意味・内容の把握をおざりにして、ひたすら暗記・奉読につとめるというやり方は、勅諭を發布した本来の目的に悖るところがあるけれども、ことの善し悪しは別として、これも日本人の文化的体質の一つのあらわれとしてありのまま凝視する姿勢も必要ではなかろうか。類似する事例は私たちの身近から少なからず見られるからである（たとえば「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」という一節をあたかも「平和宗」のお題目のように唱えるのも、憲法の物神化といつてもおかしくないだろう）。

軍人勅諭が忠誠の論理を説いたものとすれば、軍旗は忠誠を表彰する栄誉のシンボルであるといつていい。歩兵と騎兵の聯隊に下賜された（当初は砲兵にも下賜される予定であった）旧陸軍の軍旗は、往古の錦旗を源流としながらも、陸軍の草創期に大きな影響を及ぼしたフランスの軍旗の制度を大幅に取入れている。

まず軍旗のデザインからいえば、錦旗の標準的意匠は、赤地の錦の布地に金銀で日月を刺繡し、または描いたものが多いが、軍旗は精巧な絹地に日章を中心として十六条の光を射出したもの。周囲に総をつけて、旗頭に菊花の竿冠があるのはフランス式に倣っている。次に錦旗の下賜にあたって、天皇が直接武官に勅語を下し、授与されるということは絶対になかったが、軍旗は天皇が勅語とともに聯隊長に親授されるという方式をとった。これもナポレオン一世以来のフランスの伝統的な形式の導入とみてもらちがいはあるまい。さらに錦旗は臨時のものであり、征戦の目的が達成されたならば、凱戦して仔細を覆奏し、奉還するのが常であったが、軍旗は永久授与のフランスに倣って恒常性が

付与された。

このようにデザインについても、授与式についても、性格そのものについてもフランス式の大きな影響の下で日本の軍旗が制定されたことは明らかだが、時とともに日本独自の軍旗觀が形成されて行ったのである。

明治七年の最初の軍旗授与式にあたって、近衛歩兵聯隊の二人の聯隊長は入念に斎戒沐浴した上で式に参列した。つまり、兩聯隊長はふつう神前に赴く前に行なう宗教儀礼を天皇に対して行なったわけで、以後これは陸軍において不文の慣習となつた。もとよりこのような風習は本家のフランスには全くない。

神聖なる天皇から授与された軍旗に対する神聖感情は、軍旗授与を記念して行なわれる軍旗祭をみれば一層よくわかる。軍旗は營庭の一角にしつらえられた高さ一メートルほどの奉安所に又銃した銃に支えられて立てかけられ、その周囲を紅白の幔幕でかこむ。注連縄を張つて、神酒、餅、海河山野の幸が山をなして供えられる。時には急造の小さな社殿が作られることもあり、その傍に聯隊の戦歿者の写真が並べられることがある。一種の祭壇であるといっていいだろう。

この祭壇の前で聯隊長が祭文を読むことがまま見られたが、明治二十七年、近衛歩兵第一聯隊の第一回軍旗祭での祭文には、「(前略)吾儕虔シテ軍旗ト敬仰セル此軍旗ヲ壇上ニ擎祭シ、赤誠ヲ布キ以テ之ヲ拝シ、丹心ヲ授ケ以テ之ヲ祝シ、國家一旦緩急ノアル日ニ当テハ、無二ノ忠精ヲ以テ榮誉アル此軍旗ノ威靈ヲ汚サズルヲ期シ、謹テ之ヲ祭ル。嗚呼神旗ノ威靈ナル吾儕一心ノ誠衷ヲ鑑照シテ冀クハ歆享セヨ」とある。「軍神ト敬仰セル」「神旗ノ威靈」という表現を見れば明らかのように、軍旗はここではもはや單なる物体ではない。一種の御神体の如き扱いをされている。おそらく現御神と仰がれた天皇の御稟威とともに、その軍旗の下で戦い、散華した聯隊の将兵の忠魂が軍旗に鎮まつていると考えられ、それらを併せて軍神と呼んだのではなかろうか。

こうして天皇の御影として仰がれるに至つた軍旗は「聯隊にありて最も貴重なるものにして将校以下悉く生命を捧

げてその守護に当るものなり」（田中義一『壯丁読本』）という認識がゆきわたり、乃木將軍に代表されるような軍旗をめぐる幾多のエピソードを生んだ。

繰返しになるが、軍人勅諭も軍旗とともに忠誠にかかる、本来はどこまでも世俗のこととに属するものである。それがその発布もしくは制定当初の意図を超えて、時とともに一種の宗教的な神聖性を帯びるようになった——御真影の前で教育勅語を奉読する祝祭日行事にみられた宗教的ともいえる壮重な雰囲気に共通するものがある——点に、旧日本軍の忠誠観念の他に比類なき特質が見てとれよう。

武運長久の祈願

「いかに生くべきかを知りたければギリシャへ行け。いかに死ぬべきかを知りたければ日本へ行け」という諺のようなものをどこかで聞いたことがある。私たち日本人は戦争というとすぐに「死」を連想する習性があるが、欧米人はそうではない。彼らは戦争を何か一種のゲームのように考える傾向が根強くあって、まず勝つて帰ることに主眼をおき、必ずしも「死」と直結して考えるわけではない。「死」に対する独特的の想念は日本人の戦争観を際立つて特徴づけるものだが、もちろん日本人とて「死」を回避し、戦勝を願う気持に変わりがあるはずはない。

我が国には古くから軍神信仰がある。軍神は「いくさのかみ」の音読みで、もともとの意味は「武運を守る神(武神)」である。広瀬武夫中佐や橋周太中佐などに崇せられた「軍神」という呼称は、「すぐれた武勲をたて、勇敢な戦死を遂げた軍人のうち、軍人の龜鑑として仰がれる人への敬称」を意味する新しい用法で、伝統的な用法とは少しく区別する必要がある。

軍神として有名なのはギリシャ神話のアレスや、ローマ神話のマルスだが、中国では『三国志』の英雄関羽がよく知られている。我が国では古来より軍神として祭られた神は相当あつて、諸家の説も区々である。たとえば伊勢貞丈

は軍神として大己貴神、武甕槌神、経津主神の三神をあげるが、林道春はこれに天照大神、八幡大神、住吉大神、日吉明神を加える。そのほか、須佐雄神、健御名方神、神武天皇、日本武尊、神功皇后、道臣命、宇麻志麻知命、武内宿禰、坂上田村麻呂、源義家、武田信玄といった名があげられている。仏説では摩利支天、毘沙門天、不動明王、大黒天、弁才天などを軍神と称しているし、兵家は妙見菩薩を崇拜した(因みに、昭和十八年十月十四日に行なわれた國學院大學出陣学徒壮行会の軍神祭では、天照大神、大国主神、武甕槌神、経津主神の四神が招神された)。

しかし、武運長久の祈願は必ずしも武神を祭る神社ばかりで行なわれたわけではなく、武徳とは直接関係のない由緒をもつ神社でも行なわれた。神社でのそうした祈願が広く行なわれるようになつた契機は、近代日本が初めて戦った对外戦争——日清戦争の勃発である。日清戦争は「第二の元寇」というイメージを国民に喚起し、ナショナリズムの昂揚はこれまで神社人を中心へ熱心に推進されて来た神祇官興復運動に一段と弾みをつけ、明治三十三年の神社局開設に寄与するところ大であったと識者は指摘する。

戦時に戦勝や武運長久の祈願が行なわれるのに対応して、平時には神社で入退營奉告祭を行なうのが一般化していくが、それらの中で民俗化した形態に着目して特に「弾丸除け信仰」と呼ばれているものがある。「弾丸除け信仰」は、徵兵制が施行されてしまらくの間全国各地で起こつた「徵兵除け信仰」が転化したものといわれているが、要するに、特定の神社仏閣に弾丸除けの祈願をして護符を頂くことである。「弾丸除け信仰」としては茨城県高萩市の大山祇神社が関東では有名である。

この「弾丸除け信仰」と関係がある習俗に千人針がある。千人針とは一片の布帛に千人の女性が赤糸で一針ずつ縫つて千個の縫玉を作り、出征兵士の武運長久を祈願して贈つたものである。千人針は大体日清戦争の頃に始まつたといわれる。最初は「虎は千里行つて千里帰る」という諺から、寅歳の女性に縫つてもらえば一番効果があるとされ、寅歳の女は年齢の数だけ縫うようになり、特に未婚の少女がよいとされた。未婚の少女は巫女となる資格を有してい

るという民俗信仰が生きていて、少女の手になる千人針はことに強い靈力を發揮すると考えられたからである（高崎正秀「千人針考」）。後には五錢銅貨や十錢銅貨が縫いつけられた。五錢は四錢（死戰）を越える、十錢は九錢（苦戰）を越えるという他愛ない語呂合わせだが、硬貨ヨイソを護符にするのは何も日本だけのことではない。E・ベルツは一九〇四年（明治三十七年）六月二日の日記に次のように記している。

ドイツでもまた、むかし、弾丸よけの護符信心がひろがっていたし、今日でも多数の兵士がお守りとして硬貨やメダルその他の呪符を身につけていると、講演で話したところ、フォレスター中佐が笑いながらシナの銅貨（穴あき銭）を見せながらいった。「ほらんなさい。これが私の弾丸よけの守り札です。拳匪ボンバの死体から拾って、いつも体につけています。ドイツの士官たちもたくさん同じようなものを持っていますよ」。これは耳よりな話だった。日本の兵士ではたいがいお寺の護符が使われている。多くの兵士は、友人や親類から貰つたこうした紙片で、その衣服を裏打ちしている。ロシア人はロシア人でまた護符を持っている。クロポトキンやスクリードルフのような人物さえ、堂々と守護の聖人の保護のもとに身を置いている。

一方、視点を変えて軍隊内部を眺めてみると、軍の学校内に建てられた校内神社、軍艦や艦艇内に設けられた艦内神社が眼に留まる。これらは別に法令上の根拠があるものではなく、関係者の任意によって設けられたものであつて、もちろん専任の神職がいるわけでもない。

校内神社の代表としてよく知られているのは陸軍士官学校の雄健神社である。雄健神社は大正五年十月、都内市ヶ谷台上的同校敷地内に建てられた。士官学校が同地で開校したのは明治八年のことであるから、相当の年数がたつてからの建立であることがわかる。祭神は天照大神、大国主神、武甕槌神、経津主神の四神で、これは明治元年三月二十日、明治天皇が親征のために大阪へ行幸されるに先立つて紫宸殿で親祭された軍神祭に準拠したものである。社号を「雄健」と称するのは、天照大神が高天原に須佐雄神を邀えられた時のことに因み、古事記、日本書紀に記されて

ある語句の中から採用したことによるといふ。

その後、軍人勅諭下賜五十周年にあたる昭和七年には明治天皇が奉斎された。それに加えて同校出身将校の戦歿者ならびに在学中に病氣や事故で死亡した生徒の靈を合祀している。従つて、雄健神社は——他の校内神社も同じだが——必ずしも武運長久の祈願を趣旨とするだけにとどまらず、次節で述べる戦歿者の慰靈顯彰の意味も籠められており、また敬神の念を涵養することによって軍人精神を陶冶する教育的施設でもあった。(陸軍予科士官学校高等官集会場編『振武台の精神』)。

なお、昭和十二年、士官学校本科が神奈川県座間に移転したのにともなつて同地に新社殿が建立された。市ヶ谷に残つた予科は予科士官学校と改称されたが、十六年に同校が埼玉県朝霞に移転するや、雄健神社も同地へ遷座した(祭典は終戦まで靖国神社の神職が奉仕した)。また航空兵科が独立し、昭和十三年に埼玉県豊岡に航空士官学校が設置されるや校内に航空神社が建立された。

陸軍には最初は都下牛込若松町に設置され、後に小平に移転した経理学校の若松神社など、ほかにいくつかの校内神社があるが、中でもユニークなのは中野学校の楠公社であろう。中野学校は昭和十四年に情報将校養成のため參謀本部直属の学校として設立された(他の学校は教育總監部の所管)。同校が校内神社の祭神として楠止成を奉斎したのは、奇策縦横、变幻自在の楠公の戦法が現代の情報・謀略戦に通じるものを持つてゐると考えられたからであろう。伊賀流忍者の服部半蔵一族が楠公を祭つた事蹟をふと連想させるものがある。後に静岡県二俣にゲリラ戦士や残置諜者を養成するための分校が設けられた際にも、楠公社の分祠が建てられている。中野学校の教官であつた吉原政巳氏の回想するところによれば、楠公社創建にあたつては、陸軍省の許可がなかなか下りず、申請は再三却下されたといふ(吉原政巳『中野学校教育』)。校内神社の建立が決して上からの命令によつて一律的なされたものでないことを裏付ける貴重な事実であろう。

陸軍士官学校に対応するのは広島県江田島の海軍兵学校であるが、同校には昭和の御大典を記念して昭和三年に創建された八方園神社がある。同神社の祭神は天照大神で、伊勢神宮の古材を譲り受けて建てられた。昭和七年に兵学校の英語教官として招かれたイギリス人セシル・ブロックは同神社について次のように紹介している。

江田島の生徒は、イギリス人が考へてゐるやうな、宗教上の教典を信ずる意味においては宗教的なのではない。兵学校では宗教的な礼拝が行はれる訳ではない。校庭には、一九二八年（昭和三年）に建てられた小さな神社があるばかりである。（中略）一般的な生徒は、仏教徒でも神統家でも、キリスト教徒でもない。彼等が考へてゐる宗教の意味は、忠義と孝行の他の何者でもない。君に忠といふことが、彼等の生活の中心である。人生最高の目的は、天皇陛下の御為めに粉骨碎身することであつて、このためには死をも辞すべきではないといふ信念を持つてゐる彼等なのだ。（セシル・ブロック『英人の見た海軍兵学校』）

戦局の苛烈化に伴い、昭和十八年より兵学校の規模が拡大され、岩国、針尾（長崎県）、大原（広島県）などに分校が相次いで設けられた。岩国には岩国神社、針尾には十芳園神社がそれぞれ建立されたが、資料がないので、由緒や祭神など詳細は不明である。

機関科の士官を養成する京都府舞鶴の海軍機関学校には、天皇の同校行幸を記念して昭和十年に創建された躊躇丘つつじがおか神明社がある。いうまでもなく天照大神を祭神としており、末社として同校出身の戦歿者を祭る招魂社を持つている。兵学校、機関学校と並び称された経理学校に校内神社があつたかどうかはよくわからない。

一方、艦内神社について言えば、「神社」と呼ばれてはいるものの、陸上の神社とは比較にならないほど小さな規模で、ことに潜水艦のような小型の艦艇になると神棚に毛が生えた程度のもの。大体は艦長室か、その近くの部屋に御真影・勅諭とともに安置されていた。我が国では古くから海上交通の安全を祈願するため、船靈ふなだまを祭るという信仰・習俗が連綿として伝えられて來ているが、艦内神社も船靈信仰の延長線上にあることは間違ひなく、従つてこの慣

習は海軍草創期からあつたものと推定される。

しかし、資料が乏しいのでその実態はよくわからないが、その乏しい資料の中で注目すべきものの一つは、「神社協会雑誌」第二三二号の質疑応答欄である。そこでは「軍艦伊勢には艦内に伊勢大神宮を奉斎し有りたる様存じ候が、何れの軍艦にも皇大神を祭れるや。又他の神を祀れるや」との質問に対し、次のように回答している。

(答) 軍艦伊勢はその名皇大神宮鎮座國の名なるを以て皇大神を奉祀せるにてすべての軍艦が然りといふを得ず。軍艦名は国名をとれるもの多く、為めに其名をとれる国中に御鎮座の官國幣社の御祭神を奉祀せるもの相当多きやうに聞及べり。又神社名をとれる鹿島香取の如きはその神社の神を奉斎せりときく。したしかに艦名にゆかりのある神社の祭神を艦内神社に奉斎した事例は少なからずあるが、その一つ、明治四十四年三月に竣工した戦艦安芸に奉斎された艦内神社について「神社協会雑誌」第一四九号は「軍艦安芸と神靈奉祀」と題する記事の中で、「新戦闘艦安芸艦長矢島海軍大佐の発意に依り、嚴島神社の神殿の模型を同艦司令官室に奉置すると共に、同神社の神靈奉祀式を同艦内に於て、木曾嚴島神社禰宜、野坂主典、林主典等祭官となり最も莊厳に執行したり(後略)」と報じている。

嚴島神社は安芸国の一の宮であるが、国名をとつた軍艦にその国の一の宮の祭神を奉斎することは広く行なわれたようで、戦艦長門の住吉神社、同山城の両賀茂神社など多數ある。もつとも大和國の一の宮は大神神社だが、戦艦大和は大和神社を奉斎していた(余談になるが同艦内に安置されていた「大和神社の図」△堂本印象筆△は沖縄への特攻出撃の際に艦外に撤去され、現在江田島の教育参考館に展示されている)。また、国名ではないが、戦艦比叡、霧島、榛名、巡洋艦羽黒、那智なども艦名に由縁のある神社を奉斎し、特別のゆかりの神社を持たない他の多くの軍艦・艦艇は概ね伊勢神宮を奉祀した。旧海軍の艦内神社の伝統は現在の海上自衛隊に引き継がれ、現在はどの自衛艦にも神棚が設置されてゐる(一年ほど前に、公共物である自衛官に神棚を設けるのは憲法の定める政教分離原則に抵触すると抗議した偏狭なキリスト教

徒がいたが、当局はこれを一蹴し、大した問題にはならなかつた)。

戦歿者の慰靈顯彰

何度も繰返すが、軍隊という組織は△死▽の問題を不可避的に背負つてゐる。平時においても激しい訓練のため、病氣や事故で死亡することは決して稀ではなかつたが、やはり何といつても戦時において戦死・戦傷死・戦病死・殉職した人々に対する処遇の問題は、洋の東西を問わず重大なテーマであつた。

我が国においては、戦歿者の慰靈顯彰の嘗みにはいくつかの系列があつた。私はこれを大きく分けて(1)招魂社系列、(2)墳墓系列、(3)記念碑系列の三種に区分したい。もちろん、この三者は戦歿者の慰靈顯彰という思想的基盤を共通にしているもの同士だから、互いに密接な関係を有しているけれども、それぞれの意義と機能の違いから別途の発展をみたのである。

(1) 招魂社系列

国事に殉じ、非命に斃れた人々の功績を顯彰し、忠魂を懇篤に慰めるという思想は、既に会沢安の『新論』・『草偃和言』や、真木和泉の『經緯愚説』などに明瞭に説かれており、こうした考えは後に明治になつて楠木正成をはじめとする忠臣・烈士を奉斎する別格官幣社の創建という形で結実した。とりわけ尊攘派志士たちの間で、神社創建のはるか以前から頻繁に営まれて來たのが楠公祭で、それはふつう殉難同志の招魂祭と併せて行なわれた。藤井貞文博士によれば、この祭祀は「多くは神式に依てその幽魂を祭壇に生じ、祭奠を修し、終れば昇神の儀式を行ふものであるが、又儒教流の祭典が行はれた場合もあり、孰れも一時的な施設に依る」というものである(藤井貞文『近世における神祇思想』)。この招魂祭が後の招魂社——靖国神社祭祀の滥觴といふべきものである。

招魂社は嘉永六年以来の国事殉難者、戊辰・己巳戦役の戦歿者の靈を弔慰するために、戦歿の地または縁故の地に

建てられた祭祀施設である（当初は招魂場と呼ばれた）。元治元年に山口藩が藩設招魂社を設けてから、明治三年に至るまで各地で建立された招魂社は百五社に及ぶが、その全国的な招魂祭祀施設として明治二年六月に東京招魂社が創建された。戊辰・己巳戦役の戦没者三、五八八柱に始まり、以後、数々の内乱・事変で死んだ人々を合祀し、十二年六月には別格官幣社靖国神社と社名を改め、さらに嘉永六年以来の国事殉難者も新たに合祀して、文字通り総合的な招魂祭祀施設になったのである。

一方、地方の招魂社については、長い間制度が未整備のまま放置され、その取扱いに混乱や疑義が生じたことが少なからぬつたが、昭和十四年に至ってようやく制度の改善整備が成り、護国神社と名称を改めた（この間の経緯を詳述する余裕はないので、詳細は拙著『忠魂碑の研究』に譲りたい）。

靖国神社は明治二十年以来、陸海軍省の共同所管の下にあり、祭式に関することも内務省の管轄下にある一般神社のそれとは異つた規定を持つていた（「靖国神社祭式」は大正三年に陸軍省令として制定）特異な神社であつたが、その他の招魂社は当初から内務省の所掌するところであり、一種の神社として神社に準じた取扱いを受けて来た（護国神社制度が発足してからは、その祭式も「官國幣社以下祭祀令」の適用を受けることが明文で規定された）。

つまり、ここでいう「招魂社系列」とは、戦没者の慰靈顕彰を行なうさまざまの當為のうち、戦没者の靈を神社に奉斎して表敬・弔慰する形式をとるものをしているのである。

靖国神社にしろ、招魂社（=護国神社）にしろ、いずれも軍隊外の施設であるが、「招魂社系列」に属するものとして、先記した雄健神社や躉躅丘招魂社などのように、軍隊内に存在するものもある。校内神社以外には衛戍地にあらわゆる當内神社がこれに該当する。當内神社に関しては、校内神社に比べてはるかに史料が乏しいので、その実態はほとんどわからない。ただ、その建立にあたつて靖国神社当局が便宜をはかつてやつたケースについては僅かに記録があるので、それによつて一端を垣間見るより仕方がない。

官国幣社は祭神の御分靈を授与することを原則として禁じられていたので、靖国神社では、分靈の授与は出来ないが、地方の人々が戦歿者を祀る社祠を建設するに際して、何らかの形で靖国神社につながりたいという彼らの要望を容れて、その靈璽の調製ならびに祓式を行なつて來た。大部分は地方の在郷軍人会の支部や分会の申請によるものだが、中には軍隊からの申請があつた。たとえば、歩兵第三十聯隊忠魂祠（新潟県高田市）、山砲第九聯隊山黙神社（石川県金沢市）、騎兵第二旅團習志野招魂社（千葉県習志野町）、歩兵第十八聯隊營内神社（愛知県豊橋市）がそうである（「靖国神社祭文錄」昭和九年条）。

この「招魂社系列」に類似する外國の事例と言えば、台灣の台北にある忠烈祠であろう。宮殿式の殿宇で、鐘樓、廻廊、拜殿、位牌殿から成る。礼拝は儒教式の跪拝や叩頭ではなく、直立して頭を下げる西洋風の方式である。

(2) 墓碑系列

先述したようすに、戊辰・己巳戦役での戦歿者は靖国神社や地方の招魂社に祀られたが、その遺骸は原則として戦歿の地に埋葬され、懇に弔われた。明治七年に招魂社とこれらの墳墓は官費で管理保存されることになり、前者には祭祀料および修繕料、後者には修繕料がそれぞれ支給された。これが後に官祭招魂社、官修墳墓と呼ばれたものである。官修墳墓にはその後西南戦争など一連の内戦で戦歿した人々の墳墓も加えられたが、国内戦が終息した後は新設されていない。

ほほこの頃から官修墳墓に代つて漸次設けられて來たのが陸海軍墓地である。陸軍墓地は、明治六年に陸軍埋葬地の名称で隊付下士卒の死亡者の埋葬場所として、全国の主要な軍隊駐屯地に設置されたのに始まる。当初は平時・戦時を問わず陸軍軍人・軍属の死亡者はすべて陸軍埋葬地に葬ることになつてゐたが、満州事変の後、陸軍墓地規則が定められ、「内地、樺太、朝鮮及台灣ノ衛戍地每ニ一個所」設けられた陸軍墓地には、これ以降「戦時又ハ事變ニ際シ」戦死・戦傷死・戦病死した者もしくは公務に從事して死亡した者だけを埋葬し、かつ原則として合葬墓とするこ

とに改められた。つまり、靖国神社の祭神となりうる条件を具備している者に限定されたのである。内地にある陸軍墓地は終戦時に七十六ヶ所に及んだ。

海軍墓地の発祥は、明治六年に東京都白金に設けられた病死者の為の埋葬地である。その後海軍の諸施設の拡張に伴い、鎮守府・警備府等の所在地に設置されて行った。重立つたものは神奈川県横須賀馬門山、広島県呉和庄町、長崎県佐世保福石、京都府中舞鶴、関東州旅順、北海道函館、大分県佐賀関などである。海軍も墓地に関する諸規則を定め、それに則つて墓地の維持・管理を行なつたことは陸軍と同様である。

このように「墳墓系列」に属するものは、死者の遺骸・遺骨・遺髪等を埋葬して弔慰の意をこめるのが主眼で、積極的に死者の功績を顕彰するというニュアンスは比較的乏しく、その意義と機能において先の「招魂社系列」とはや異なつていた。ところが、支那事変が勃発して以降、急速に進展した納骨施設を伴う忠靈塔建設運動によつて、この二つの系列の間に深刻な対立が生じたのである。

陸軍省が中心になつて、昭和十四年に設立された財團法人「大日本忠靈顕彰会」の目的は「皇戦ニ殉ジタル忠死者ノ遺骨ヲ合祀シ其ノ忠靈ヲ顕彰スル」ことにあり、内地における主たる活動は、一市町村に各一基ずつ全国一円に忠靈塔を建設することであった。それは民間においてすでに夥しく建設されていた忠魂碑——次に述べる「記念碑系列」の代表——の乱立を規制する趣旨より出たものだが、ほぼ同じ頃に発足した護国神社制度——一府県一社を原則とする指定護国神社を中心とする——と並列・競合することになり、とくに神社界は国民の英靈顕彰の觀念を混乱させるおそれがある多分にあるという危機感を抱いた。これに対して仏教界は忠靈塔建設運動に積極的に協力する姿勢を示したので、俄に明治初年の神仏抗争の再燃を思わせるような論議がまき起つた。半年ほど続いた論争も最終的には陸軍省側が妥協し、忠靈塔の性格は支那事変において名譽の戰病死をなせる英靈の遺骨を納むるものであり、即ち墓である、墳墓であつて、これが管理は市町村においてなす事とするので、即ち公営墳墓と称す可きものであると規定さ

れ、その参拝形式も「参拝者の自由であり、一宗一派を超えたるものとする」とされた。これ以上の対立は戦争指導の上で好ましくないという軍部の意向で一応の決着がつけられたのだが、その論争の残滓は、それから四十数年もたつた今日においても、靖国神社と千鳥ヶ淵墓苑の関係をめぐる論議の中に形を変えて生き続けているように思える。

「招魂社系列」に比して「墳墓系列」の方はより普遍的で、世界に広く類似した事例が見られる。中村伊作氏の『悼惜之碑——歐州戦没将兵墓地を訪ねて』は、ヨーロッパ各地の戦争記念碑や戦歿者墓地を丹念に踏査し、その実態を明らかにした好著で、著者が蒐集したバラエティに富む碑表の写真や碑文が豊富に紹介されていて大変参考になる。中でも興味深いのは、よく知られているように、アメリカなどは外地で戦歿した人々の遺体は可能な限り、本国に送還して埋葬することが多いのに対し、イギリスでは、戦歿将兵の遺体は戦争が終った後も本国に送還せず、現地に墓地を設けるというのが第一次大戦以後の原則となっていることである。これは「英連邦戦没将兵墓地の父」と言われるF・A・ウェア卿の提言が大きく預っているという。同じキリスト教国でありながら、はつきりしたコントラストを示している。

また欧米には「無名戦士の墓」というものがある。選ばれた姓名不詳の一戦歿者の遺体をもつて、全戦歿者の表徴とするものである。アメリカではアーリントン国立墓地内にあって、第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争の四つの戦争につき、それぞれ一体、計四体が埋葬されている。そのほかではイギリスのウエストミンスター寺院、フランスの凱旋門下の無名戦士の墓が有名であるが、我が国には一人をもつて全体の表徴とするような考えはない。合葬墓といつても墓が一基ということにすぎず、被埋葬者の姓名・事歴は明らかである。ひどく誤解されているが、千鳥ヶ淵墓苑は決して無名戦士の墓ではない。引き取り手のない遺骨を合葬したもので、無縁墓地の一種と見てよく、従つてそこには姓名の判明している遺骨も埋葬されている。

(3) 記念碑系列

一般に記念碑とは人間の持つ記憶を消さないよう、後世に伝え残しておきたいがために、石の表面に文章や文字を刻んだものである。その記念の対象とする領域は、政治・社会活動・文芸などあらゆる分野にわたる人物の業績、歴史上の事件や旧蹟・事物起源・由緒、信仰・伝承・縁起、地域社会の発展や団体の活動・業績等々、無限に広く、歴史も古い。

さて、戦歿者を慰靈・顕彰するための記念碑が専ら民間側のイニシアティブによって建設されてきたことは既に前掲の拙著で詳しく論証した通りである。この点、「招魂社系列」と「墳墓系列」が概ね政府当局によつて制度的に整備されて来たことと著しい対照を示す。それだけに無定型で多様性に富んでいるため、政府の方が後から規制措置を講ずるということがしばしば見られた。

まず、それは名称に端的にあらわれている。「忠魂碑」が最もポピュラーであるが、調べてみるとそれ以外にも「招魂碑」、「表忠碑」、「頌忠碑」、「旌忠碑」、「忠靈碑」、「英靈碑」、「弔魂碑」、「哀靈碑」、「忠魂塔」、「英靈塔」など百種近くもあることがわかつた。次に材料となる石材をみると、自然石をそのまま使つてほとんど人為加工しないもの、天然の素材を生かしながらも、ある程度加工を施したもの、表面を滑らかに研磨し、人為的に規則正しい形にしたものの、その上に特別の装飾をとりつけたものなど多岐にわたつており、形状に至つては自然石の形のままのもの、あつうの角柱式のもの、先端が尖つた角柱式のもの、円柱式のもの、尖塔式のもの、楼閣式のもの、砲弾を模したもの、先端に鳥や球をあしらつたもの等々、さらに多様である。台石の形式も様々なものがあり、大きさも、低いもので大人の背たけくらいで、大体、台石を含めて三メートルから五、六メートルまでのものが多。昨今の忠魂碑をめぐる訴訟では「忠魂碑は宗教施設である」との主張がなされているが、今述べた碑の形状等の自由性は、これらの碑が特定の宗教と関連しないことを明瞭に示している。

政府サイドも当初から戦歿者のための碑表が参拝の目的物とされることを厳しく禁じており、そのための通牒も何度か出されている。碑そのものはあくまでも非宗教的性格のものであり、碑前で戦歿者の慰靈祭が行なわれる場合でも、たとえば神式では碑の前に神籬を立ててそこに靈を臨時に招き、祭典が終了すれば再び招いた靈に帰つて頂くという方式が通例であつて、碑に神靈が常駐するというような考えはごく一部の特殊の神学に基づくものであったといつていい。

たしかにこれらの碑は近世以来の伝統的な記念碑の性格を持つており、そこには紀蹟碑的要素、頌徳碑的要素、供養碑的要素、墓碑的要素などが混在している。従つて、見る人によつてはいずれのニュアンスが特に強く感じられるかもしれない。しかし、それはあくまでも戦歿者に対する記憶を消さないよう、後世に伝え残しておくという記念のニュアンスを主眼とするものであつて、戦歿者の靈が常駐する「招魂社系列」、戦歿者の遺骸、遺骨、遺髪などを埋葬する「墳墓系列」とは異なった性格を有している。

『明治事物起源』によれば、「記念碑」という言葉は、福沢諭吉が西洋の警察法を翻訳した際に用いたのが最初だといふ。これが史実として正しいかどうかは審かにしえないが、とにかく、明治以後夥しく建てられた記念碑には西洋諸国のメモリアル、モニュメントの影響があることは間違ひなかろう。従つて「記念碑系列」に類するものは世界各国に広く見られ、先述した『悼惜之碑』にその事例が豊富に収録されている。

さて、これまで戦歿者の慰靈・顯彰の嘗みについて、専らその「施設」に焦点をあてて述べて来たが、最後に「人」について少しふれておくことにする。

歐米各国の軍隊には、いわゆるチャップレン（軍隊専属の聖職者）の制度がある。チャップレンは戦歿者の慰靈行事のみならず、平時における日常的な宗教行事にも従事する。我が国ではチャップレンの如きものは最後まで制度化されず、せいぜい戦地での葬儀や慰靈祭に奉仕するにとどまつた。

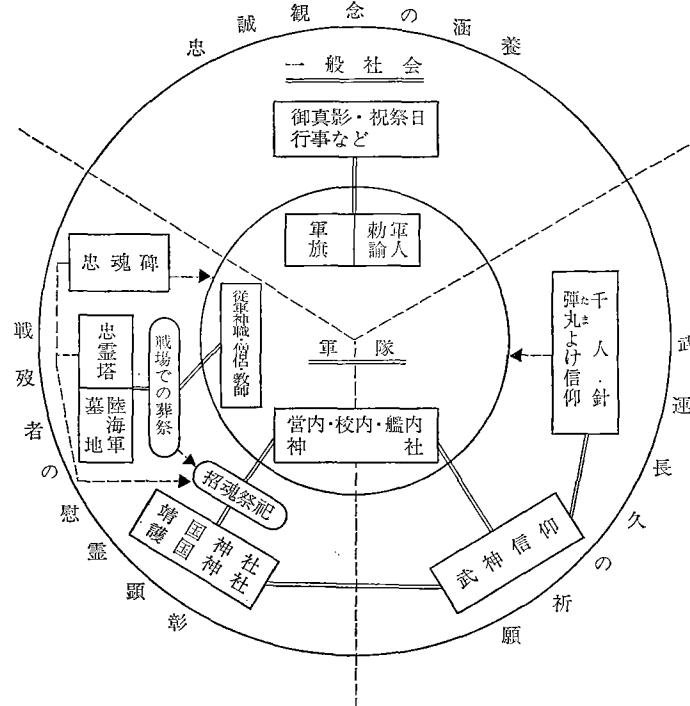
陸軍では、明治三十七年の「僧侶教師從軍ニ関スル件」という陸軍省達によつて、師団長・獨立旅団長・兵站監は僧侶または教派神道の教師を戦地に伴行させることが出来ると定められていた（「戦場掃除及戦死者埋葬規則」は、遺体埋葬にあたつて彼らに会葬させるよう規定している）。ほとんどが東西両本願寺の僧侶で、他の宗派の者はごく少数であつた。神職が從軍を許可されたのはかなり後のことで、昭和十四年になつてようやく実現したにすぎない。

海軍は原則として海上戦闘であるため、從軍僧侶等の制度はない。ただ、陸上での葬儀において臨時に「神官又ハ僧侶ニ委託スルヲ例トス」と「海軍葬喪令施行細則」に定めるのみである。

おわりに

以上の考察の結果をまとめて旧日本軍をめぐる宗教的事象の実態を公式化し、さらにそれを機能的に類型化したのが次に掲げる図と表である。

ふつう民俗学や文化人類学の手法では、ここに提示したような図や表で事象を整理するだけにどまらず、さらにこれらの事象を抽象化したモデルに還元して、何がしかの法則性を見出し、体系



類型	事象		外国の類似事象
	軍隊内事象	軍隊外事象	
伝統的なものが概ねそのままの意味や形式を保持している事象	社 営内・校内・艦内神 武神信仰 靖国神社・護国神社 忠靈塔・陸海軍墓地 戦歿将兵墓地 無名戦士の墓	守護聖人像 マルス、アレス、関 帝廟（台湾） 忠烈祠 チャブレン制度	
伝統的なものが新しい意味や形式を得た事象	従軍神職・僧侶・教 師 弾よけ信仰・千人針 忠魂碑	各種の記念碑（モニ ュメント）	
新しく導入したものが伝統的な意味や形式を得た事象	軍旗 軍人勅諭 御真影・祝祭日行事 (フランス) (ドイツ、韓国)		

化をはかるにちがいない。しかし、これからのはじめはそのように安易に法則性らしきものを探し出すことではなく、ここで能う限りに目配りして拾い上げた個々の事象を深く掘り下げて吟味し、その文化的意味を検証することである。本稿を敢て「序説」としたゆえんである。冒頭述べたように、「近代化」の極要な担い手である軍隊という素材を通して「近代化と民族文化」というテーマをとらえ直すことによつて、そこから独自の地平が切り開かれるとすれば、「近代化」の名の下に進められた上からの鉄型化に対し、土着の情念が下から加えた反作用と見ていいこれらの事象の考察も決して無駄な作業ではあるまい。